



平成 15 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー  
代表者名 代表取締役社長 吉田 博昭  
(登録銘柄 コード番号: 4358)  
問合せ先 取締役経営企画部長  
繁松 徹也

T E L 03 - 5434 - 1586

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ (商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の無償発行)

当社は、平成 15 年 11 月 27 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションを目的として新株予約権を無償で発行することについて、平成 15 年 12 月 24 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社および当社子会社の取締役および社員の業績向上に対する意欲や士気を高めることなどを目的として、下記の要領で当社および当社子会社の取締役および社員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
- 新株予約権発行の要領
  - 新株予約権割当の対象者  
当社および当社子会社の取締役および社員
  - 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式 1,000,000 株(本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1,000 株)を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。
  - 新株予約権の数  
1,000 個を上限とする。(本新株予約権 1 個あたり 1,000 株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株あたりの払込金額（以下「払込金額」という。）は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる金額が、新株予約権発行日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合には、払込金額は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、上記払込金額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権および新株引受権の行使による場合は除く。）を行う場合は、上記払込金額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年1月1日から平成25年12月23日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社および当社子会社の取締役および社員の地位にあることを要する。

ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

権利行使期間中に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

その他権利行使の条件については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に当社および当社子会社の取締役および社員の地位喪失により、新株予約権を行使できなかった場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。

(注) 上記決定は、平成 15 年 12 月 24 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上